

平成14年8月6日

各位

会社名 伊藤忠テクノサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 後藤 攻
(コード番号 4739 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 経営統括部門長 野添 尚三
(TEL 03-5226-1200)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において商法第280条ノ20、第280条ノ21及び定時株主総会の決議に基づき、発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 299,000株
ただし、下記(2)により、付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
2. 新株予約権の総数
2,990個
なお、各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
3. 新株予約権の発行価額及び発行日
無償で発行するものとし、発行日は平成14年9月2日とする。
4. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
5. 行使価額の調整
当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成16年7月1日から平成19年6月30日まで
7. その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
8. 新株予約権の消却
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
10. 新株予約権の行使により発行または移転される普通株式の総額
平成14年9月2日に確定する。
11. 新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の発行価額中資本に組み入れる額
平成14年9月2日に確定する。
12. 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社取締役1名、当社子会社の取締役5名、当社及び当社子会社の従業員152名、合計158名に割当する。

(ご参考)

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成14年5月14日
2. 定時株主総会の決議日 平成14年6月26日

以 上